



鎌倉市個人情報保護運営審議会 第20号

平成9年9月19日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会 長 金 子 正 史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

平成9年9月17日付け鎌保第338号をもって諮問のありました、鎌倉市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第9条第2項第4号に規定する利用及び提供の制限については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

条例の運用に当たっては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。

今回の個人情報の提供は、国保保健事業における国民医療費の適正化を推進するために、高医療費の実態を把握し医療費の構造を明らかにして、その要因に対する対策を探るため、神奈川県が県下の被保険者の実態把握や動向を調査するためのものであり、やむをえないものと考えます。

情報の提供に際しては、個人情報の秘密の保持、複写等の禁止、第三者への提供禁止など、個人情報の保護措置を講ずることはもとより、使用済みの情報については、速やかに廃棄するなど、条例の趣旨にのっとり、最大限の注意を払うよう要請されたい。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

個別

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	提供する記録の名称	提供する理由	提供先
19	保険年金課	国民健康保険加入脱退事務	国民健康保険被保険者	国民健康保険被保険者台帳	「神奈川県における国保保健事業のあり方調査研究」実施のため。	神奈川県福祉部国民健康保険課